

社会福祉における自立研究の整理 —先行研究の歴史的変遷—

上 田 早記子

はじめに

本稿では、自立に関する研究がどのように進められてきたかを自立に関する文献を分析し、自立概念がどのように使われているかを明らかにすることを目的としている。

そこで、1959年まで、1960年～1980年、1981年～1994年、1995年以降、と時期区分を行う。1959年までは国会図書館で“自立”というキーワードで蔵書検索をかけた結果得られた53冊について、1960年以降は社会福祉に関する文献を中心に、そして特に障害者福祉に関する自立研究に特化して研究史を概観する。そして、自立研究史を中心に、社会福祉政策が自立を強調する過程とあわせてたどりなおし、時期区分ごとの自立研究の特徴や差異について検討する。その上で、自立研究の現状と課題を述べる。

第1章 社会福祉政策における自立についての素描

戦後日本において、社会福祉は社会問題を解決するために、公的責任による対策として始まった。1947年には児童福祉法が成立し、1949年には身体障害者福祉法が、1950年には生活保護法と順次社会福祉関連法が成立し始めることとなった。1973年は、老人医療費の無料化を具体例とする社会保障の拡充がおこなわれ「福祉元年」といわれるとともに、秋にはオイルショックが起これ「福祉見直し論」が台頭した年となった。その後、財政の悪化をうけて1981年には、第二次臨時行政調査会が発足し、社会福祉制度の具体的な見直しが行われた。

1995年に社会保障制度審議会は「社会保障体制の再構築－安心して暮らせる21世紀の社会を目指して」と題する勧告を行った。同勧告の改革の考えとしては、①自立と社会連帯②国民の不安に有効に対処③利用者の必要や考えに沿って行われる給付④分野間・制度間の連携・調整の促進⑤社会保障の国際調整・国際貢献⑥国民の参加、をあげることができる¹⁾。同勧告が発表され自立と社会連帯が強調されたことにより、従来の公的責任よりも自立と社会連帯を社会保障の中心に据える方向が打ち出された。

急速に進められた社会福祉基礎構造改革は、2000年施行の「介護保険法」や「社会福祉法」において、その理念が具現化された。「介護保険法」第一条の目的では、「この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう……国民の共同連帯の理念

に基づき介護保険制度を設け……国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする」(傍点引用者)と規定されている。自立した日常生活を営むことを目的の一つに挙げ、他の条にも自立という用語が記載された。また、日本の社会福祉に関する共通基礎概念を定めた「社会福祉法」第三条においては、「福祉サービスは……その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない」(傍点引用者)と規定されている。つまり、「社会福祉法」は、福祉サービスの利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とし定めた。

これら二つの法律において、自立という用語が使用され、自立を支援することを目的として規定されて以後の社会福祉政策は、公的責任よりも自助を原則とした自立を基本とし強調され、徐々に展開してゆくこととなった。そして、政府が現在進める社会福祉政策の自立の内容は、「高齢者や障害者が福祉サービスを利用しつつ自己実現をはかっていくという本来の意味ではなく、公費支出をとまなう医療や福祉サービスに依存しないで、身の回りのことが自分でできること、さらには経済的に自活することの意味で用いられ²⁾」ているという問題をはらんでいる。

社会福祉政策は、自立を強調している一方で、“自立とは何か”という概念を提示していない。社会福祉関連法の条文等において自立という用語が使用されているが、それぞれの法律において自立の概念が定義されているものは現段階では無い。

政府が社会福祉政策において自立という用語を定義しないままに強調している間、研究者は自立の概念についてどのような研究をしてきたのか。また、時代の移り変わりと共に、その研究はどのように変化したのか。自立という用語が法律名に記載された四つ目の法律³⁾として誕生した「障害者自立支援法」が成立する際には、「障害者福祉政策の研究者が、戦後日本の障害者福祉の最大の改正・転換である障害者自立支援法の制定過程に、ほとんどまったくといっていいほど影響を与えることができなかった⁴⁾」と佐藤久夫は指摘している。また、もう少し障害者福祉政策研究が貢献したかったこと、すべきことが求められていた事柄の一つとして、自立の概念をめぐる研究を指摘している。研究者が貢献できなかったせいかな否か、同法においても自立の定義が定められることはなかった。

以下では、自立について言及されている文献を分析することにする。

第2章 自立の研究史

第1節 自立に関する研究の分野

自立に関する研究(以下、自立研究という)の資料は、かなりの数にのぼる。現段階において筆者が読むことができた自立研究は、さまざまな学問が相互に関わりあっているため、厳密ではないものの、学問分野で分けるとおおよそ次のように分類できる。

第一に、社会福祉の分野からの研究である。具体的には、仲村優一、大泉溥、岩崎晋也らの研究をあげることができる。1982年出版の『社会福祉の課題と展望』所載の仲村優一著「社会福祉行政における自立の意味」では、生活保護法の制定当時において、社会福祉行政が生活保

護法でいう自立概念を明らかにし、その課題について論じている⁵⁾。

また、社会福祉の分野の自立研究に関しては、当事者の立場や経験をふまえて築き上げられた自立生活の研究がある。具体的には、定籐丈弘をあげることができる。定籐は「障害者の自立と地域福祉の課題」において、政策主体の自立概念を批判し、自立生活の基本的思想について述べ、その上で問題点を指摘している⁶⁾。

第二に、教育学の分野からの研究である。具体的には、汐見稔幸、折出健二、岡宏子らをあげることができる。折出健二は、1984年出版の『人間的自立と教育』において、ヘーゲル『精神現象学』の弁償法的認識論の方法を用いながら、子どもの自立をうながす教育的指導のあり方を解明しようと試みている⁷⁾。

第三に、心理学の分野からの研究である。具体的には、神谷ゆかり、加藤隆勝、高木秀明らをあげることができる。神谷ゆかりは、2002年出版の『特性概念としての精神的自立に関する実証的研究』において、人格発達を青年期までの課題と捉えてきたこれまでの時代から、成人や高齢者などを視野に入れた自立概念の再検討を行っている。そして、従来の独立性中心の考えに依存性の視点を含めた概念構造を想定し、調査を行っている⁸⁾。

第四に、上記以外の研究分野である。これに含まれるものとしては、『看護の自立』を出版している川島みどり⁹⁾、『『社会的自由主義』における『自立』・『自律』』を執筆した吉崎祥司¹⁰⁾らをあげることができる。

以上、自立研究は四つの分野に区分できる。

第2節 自立に関する研究の時期区分と概観

時期区分をしている自立研究の先行研究としては、戦後を①戦後改革期②高度経済成長期③転換期としている伊藤周平¹¹⁾の論考があげられる。しかし、伊藤の論考には戦前の状況がない。本稿では、時期区分を次のようにする。

第一期、1959年まで。

戦後、「身体障害者福祉法」など障害者関係法が成立する。その中で、障害者にも労働の概念を打ち出した法律として1960年「身体障害者雇用促進法」が施行される。近代からこの労働の概念が初めて法律に打ち出される時期までを第一期とする。つまり、この時期は障害者が職業に就くという意味での社会福祉でいう自立という観念が盲学校等の一部を除いてはない時期であり、自立が政策として強調されていない時期である。

第二期、1960年以降1980年まで。

1960年以降、この時期からは「身体障害者雇用促進法」が施行されたことにより、障害者にも職業に就くという意味での自立概念が社会福祉政策に導入された。その後、自立生活運動の普及により大きく自立概念が拡大するとともに、社会福祉政策が転換を図っていく1980年までを第二期とする。つまり、この時期は、社会福祉政策により職業に就くという意味での自立が導入され始める時期である。

第三期、1981年以降1994年まで。

1980年代になり、自立生活運動が日本に広まり始める。その後、自立という言葉が社会

福祉政策により強調されるきっかけとなった95年勧告が提出されるまでを第三期とする。つまり、この時期は自立生活運動の概念が普及したことにより、自立の概念が拡大し、また、社会福祉政策においても自立の言葉が頻繁に使われる時期である。

第四期、1995年以降。

この時期は95年勧告で自立が明記されたことにより、「社会福祉法」、「介護保険法」を代表とする自立を目的とする法律が施行され、社会福祉政策が自立を目的として展開していく時期である。

本稿では、社会福祉政策が自立を強調する過程において、研究者が自立についてどのような研究をしてきたのかについて考察する。

自立に関する研究は、古くから存在したのかも知れないが、自立という用語に関して歴史を遡ると、歴史上最初に記録されたのは中国の古典である『礼記』儒行第四十一の「其自立有如此者」に求めることができるとされている¹²⁾。日本において自立という言葉がいつから存在したのかは現段階では確定できていない¹³⁾。しかし、国会図書館に所蔵されている文献の中で“自立”という言葉が書名等に使われている文献を検索すると最も古い図書としては、明治年間の1901年出版の吉川庄一郎著『東京苦学案内 自立自治』がでてくる。大正年間に入ると、1922年の『自立の青年』、1925年の『婦人自立の道』などが出版されている。国会図書館には、1959年までには53冊、1960年～69年までには64冊、1970年～79年までには152冊、1980年～89年までには472冊、1990年～99年までには666冊、2000年以降では1397冊、2009年9月30日現在で計2804冊の所蔵がされていることがわかった。しかし、“自立”という言葉が書名等に使われているからといって、自立研究の本であるということにはならない。

本稿の自立研究に使用した文献は、その大半が1980年代以降のものである。また、国会図書館においても、1980年以降の所蔵数は急激に増加している。もちろん、1980年代以前と以後では本の出版量もかなり違ってはいるが、この1980年代というのは、障害者等の自立に対する概念が相当変化した年代である。

なぜならば、1980年代は、アメリカで起こった自立生活運動の中心者であったエド・ロバーツが来日したこと、1981年の国際障害者年、日本の青い芝の会が独自に行ってきた自立生活運動などが重なり日本に新しい自立観が入り、普及したからである。それまでの自立は、主として身辺自立や経済的自立を意味していた。これに対して、自立生活運動は、伝統的な自立概念の問題点を指摘し、身辺自立や経済的自立ができていないか否かにかかわらず、自立生活は成り立つとの新しい考え方を提起した。

アメリカの自立生活運動の母と呼ばれるジニー・ローリーは、「自立生活とは、どこに住むか、どんな風に住むか、自分で生活を取りはからっていくかどうかを決める自由をいう。それは自らが選んだコミュニティの中で生活することであり、ひとり暮らしをするか、ルームメイトと暮らすか、毎日をどのように過ごすか、何を食べるか、何をして遊ぶか、どんな悪事をはたらくか、どんな善行をするか、すべて自分で決めることである。それはまた、危険や誤りをおかす自由であり、自立した生活を送ることによって、自立生活について学ぶ自由でもある¹⁴⁾」と述べている。このことからわかるように、新しい自立観には、自己決定を行うことも自立概

念の一つとして取り扱っている。

また、自立生活の代表的なものとして「障害者が他の手助けをより多く必要とする事実があっても、その障害者がより依存的であることには必ずしもならない。人の助けを借りて15分かかって衣類を着、仕事に出かけられる人間は、自分で衣類をきるのに2時間かかるため家にはいるほかない人間より自立している¹⁵⁾」との主張がある。このことは、伝統的な身辺自立のように自身のことはすべて自身で行ってこそ自立とするのではなく、他人に依存しながらの自立もあるとの新しい自立観を提起した。

1970年代半ば頃までは、他人の支援や支配を受けずに自分の力で身を立てることが一人前であり自立だとし、そこにはなんら疑問がおこることがなかった。しかし、自立生活運動の普及により、他人から支援をうけても自立、自己決定も自立とする概念が広がり、従来の自立に対する考えが変化することとなった。そして、そこに“自立とは何か”との問いが生じることとなった。そのため、自立生活運動の普及により、伝統的自立概念に疑問や問題が生じ、自立研究が始まる大きなきっかけとなった。

繰返して強調するが、杉本豊和が障害者に限定しながらではあるが、自立ということが障害者福祉の分野でも活発に論じられるようになった背景の一つとして、アメリカの自立生活運動などに刺激されて活発化したことをあげている¹⁶⁾ ことから明らかなように、自立生活運動は自立研究が始まる大きなきっかけとなった。

自立研究が行われるようになった背景として、杉本豊和は三つの事柄をあげている。第一に、前述したアメリカの自立生活運動などに刺激されて活発化したこと。第二に、障害者福祉実践の理念として“自立”が取り上げられていること。第三に、1981年の国際障害者年を契機とする“ノーマライゼーション”思想の日本への導入と、それと前後する臨調路線型福祉政策の自助・自立の新たな強調をあげている¹⁷⁾。

河野勝行は自立が問題となった事柄について、「今日の自立問題は自然発生的に成立したのではなく、教育や労働の権利を保障させるねばり強い運動を通して変革してきた『障害・障害者像』の到達点であり、成果の一側面¹⁸⁾」と述べている。さらに「自立問題を深刻かつ重大化させている根本的要因は、政府のとってきた障害者政策の貧困にあり……それどころか、臨調・行政路線は、その改善はおろか、逆に自立の条件を悪化させるもの¹⁹⁾」となっていると述べている。

このことは、1981年以降自立生活運動が日本に広がったことで自立研究が活発に行われ、それに拍車をかけるように政府が自立を強調し始めたことにより、研究者はさらに自立研究を進展させていったことを示している。つまり、社会福祉政策が自立を強調することと研究者が自立研究を行うことが無関係ではないことがわかる。

折出健二は1984年出版の『人間的自立と教育』の序において、「今日ほど人間の自立が大きくなりあげられた時代はない²⁰⁾」と記している。また、同年出版の『障害児教育実践体系7成人期』所載の河野勝行「自立と発達」では、広い範囲において自立が問われていることを評して、「現代は自立の時代²¹⁾」と記している。同様に大泉溥は1989年出版の『障害者福祉実践論－生活・労働の援助と人間的自立の課題－』において、「歴史上、今日におけるほど、人間

の『自立』ということが問題になったことはない²²⁾」と記している。

これらのことから、1980年代から自立研究が活発になり始めたことがうかがえる。

自立生活運動が日本に広まり始め、「自立とは何か」との自立研究が始まってゆくころとほぼ同時期に、第二次臨時行政調査会は答申を行い、社会福祉制度の具体的な見直しが実施されてゆく。

そして、1980年代の自立研究が進むなかで、社会福祉行政が示す自立とは何かについての論文が仲村優一によって発表された。同論文は、日本における社会福祉行政の歴史を明らかにし、かつての自立の意味が一貫して「経済的な意味で自らの力で生計をたてること」、「働いて経済的に自活すること」、つまり職業経済自立であることを明らかにしている²³⁾。また、障害者福祉においても同じ自立の意味が「更生」の名のもとに導入されてきたことを指摘している。さらに、仲村は最後に自立生活運動にふれ「今や、公的扶助や福祉サービスを利用する人びとにとっての、真の意味の自立を実体化することに資する制度としての社会福祉のあり方が、ラディカルに問われている²⁴⁾」と述べている。

また、1980年代は、自立生活運動がしめす自立生活とは何かとの研究もはじまる。定籾丈弘は、政策主体の自立概念が、「経済的効率主義の立場にたって、とくに身体的、経済的自立を重視し、そのような自立が不可能な障害者を政策対象から切り捨てるか、劣等処遇的扱いを強要する論理²⁵⁾」をもつ問題があると指摘している。一方、自立生活が「身体的・経済的自立よりも、障害者の生活における自己決定、自己選択権の行為をとおしてその障害者に適した生活全体の質を高めようとする行為を自立と捉え²⁶⁾」ている。そのため、身体的・経済的自立が困難な重度障害者であっても、自立の意志をもつすべての障害者を包括している自立概念であると定籾は述べている。そして、上述の問題を有するが、重度障害者の自立のために福祉サービスが必要不可欠であり、自立保障のために福祉サービスの体系的整備の必要性を定籾は明らかにした。このことは自立生活の発想の転換であり、評価できると述べている²⁷⁾。

このようにして、自立研究が進み始め、子どもにとって、老人にとって、障害者にとっての自立研究がなされていった。それとともに社会福祉政策の自立概念が「政府・財界の強行する臨調・行革路線や『日本型福祉社会』の構想でも、また『自助・自立』のスローガンを軍備拡大・福祉切捨での隠れ蓑に使っている²⁸⁾」とするなど、社会福祉政策の自立に対する研究とその評価がなされ始めた。

そして、1990年代に入り社会保障制度審議会はいわゆる95年勧告を発表し、その特色の一つに「自立と社会連帯の原則」が強調され、2000年には自立を強調する制度が実施されていくこととなる。

すなわち、自立研究は、当時の社会福祉政策の自立について、政府が日本型福祉社会論などによって示すのは「自助・自立」のすすめであり強制であるとする河野勝行²⁹⁾や、国家の示す自立は自立の押し付けであるとし、自立概念の一つに「義務としての自立」を位置付けた加藤直樹³⁰⁾などのように「当事者側から提起された自立概念とはかけ離れた仕組みである³¹⁾」との批判が多く発表されることとなる。

1980年代の流れを受け継ぎ、社会福祉政策における自立研究として、1990年代には伊藤周平

による厚生白書を資料とし障害者福祉政策における戦後の自立概念の変遷³²⁾の研究や、岩崎晋也による戦前から戦後にかけての障害者への自立支援政策の変遷等をしめした研究³³⁾などさまざまな自立研究が発表されることとなる。

さまざまな自立研究が発表され始めるが、同じ自立について論じていても、その概念が論者によって異なり始め、徐々に研究者は自立概念についての研究を始めることとなる。

しかし、研究者が自立概念の研究を始めたとはいえ、社会福祉政策の立案者から自立の定義が示されることはなく、研究は反映されているとはいえない。ただ、2004年12月15日、生活保護制度の在り方に関する専門委員会は、①日常生活自立②社会生活自立③就労自立という三つの自立を支援する考えを発表した。社会福祉政策立案者側がこのような自立の考え方について発表したことは、自立研究の道を照らし始めたのかもしれない。

では、自立研究がどのように変化してきたのかを具体的に次章以降でみてゆくこととする。

第3章 自立研究の形成

第1節 研究なき時代

社会福祉政策が自立を強調する以前、自立研究はどのような状況であったのかということを見てみる。

結論を先に述べると、前章で述べた第一期の自立研究は、管見の限りでは見あたらなかった。しかし、自立という言葉が全く使われなかったということではない。

国会図書館で“自立”というキーワードで蔵書検索をした結果、1959年以前の図書状況は、1939年までで9冊、1940年から1949年までで15冊、1950年から1959年までで29冊となっている。国会図書館に所蔵されている1959年までのこれら53冊について概観してみる。

1. 最も古い図書は前章でも述べたように、1901年出版の吉川庄一郎著『東京苦学案内 自立自治』（保成堂）である。同書は諸学校入学試験及び手続きを記したものである。そのため、題目に自立とあるが、その内容において自立とは何かについて論じている箇所は存在しない。
2. 次に古い図書は1909年出版の村尾喜代治著『青年自立案内』（大阪圖書出版協會）である。これは、青年のために、大阪における看守、銀行員、南海鉄道現業従事員、私立関西医学院などの職業紹介がされているものである。
3. 波多野直隆著『祝詞 国風之自立福德之基礎』（岡主館、1912年）は、題目の通り、人や国の加護を得るために、神に崇敬の意を表する内容が書かれている。
4. 松永玉蘇著『神易の中 自立獨断 開運のもと』（易学研究会、1914年）は、占いの道具である自立器などの用語が用いられており、内容は占いについて乾下卦ノ部、兌下卦ノ部、離下卦ノ部など8部にわかれ構成されている。
5. 加藤栗泉編著『自立獨行の活教訓 自己の鞭撻』（松陽堂書店、1917年）は、先達者が自ら行い、感じ、発明した立志奮闘、自立獨行の活模範、活教訓が収められたものである。
6. 康有為著『不幸而言中不聽則国亡』（長興書局、1918年）は、「興同学諸子梁啓超等論印度

亡国由於各省自立書」など20篇が書かれている。

7. 足立栗園著『修養講和 自立の青年』（明誠館書店、1922年）は、青年の指針を示すため、青年の修養について書かれている。
8. 東京市社会局編『婦人自立の道』（東京市社会局、1925年）は、生活難等を理由として自家を離れ都市で報酬を得るために、労務を提供する婦人が増加していった当時の経済状況を踏まえて、東京市社会局が実態調査したもの等をまとめたものである。
9. 静岡県地方課編『自立奮闘更生の郷杉山』（静岡県地方課、1932年）は、片平信明が青年を集めて夜学を行い、その後報徳社を結成し、村の建て直しを行ったことについて、また、九郎差衛門について書かれている。
10. 新京支社調査室・北滿經濟調査所『昭和16年度調査要綱 日本戦時重工業自立性確立ヲ中心トスル調査』（新京支社調査室、1941年）は、「一. 日本重工業市場構成ノ特質ノ分析 1. 重工業ト軍需産業トノ相互関係……」のように三まで続く要綱が掲載されている。
11. 『日本戦時重工業自立性確立ノタメノ調査要綱』（新京支社調査室、1941年）は、上記10と同様の内容が掲載されている。
12. 『日本重工業自立ヲ起動的條件トスル日滿支戦時經濟調査實施要綱』（上海事務所、1941年）は、「日本重工業自立ヲ起動的條件トスル日滿支戦時經濟編成替過程ノ一環トシテノ中支那經濟機構並ニソノ変改過程ノ調査實施要綱」と「上海事務所ニ於ケル本年度ノ調査實施要綱」が掲載されている。
13. 『日本重工業自立性確立ノ為ノ調査－取纏目次竝資料－第四分冊補』（満鐵調査部、1942年）は、「日本戦時經濟諸要請ニ基ク……嫁ノ最終基定タル北支農村社会ニ於ケル矛盾ノ激化」について矛盾の要因や矛盾の様相を表や数値を交えながら報告している。
14. 『日本重工業自立性確立ノ為ノ調査取纏要綱目次草案』（南滿州鉄道東京支社調査室、1942年）は、「日本重工業自立性確立ノ為ノ調査取纏要綱目次草案」と「戦時經濟調査取纏要綱草案ノ内『第二』ノ内容細目」が掲載されている。
15. 第34号から46号が収録されている『經濟安定本部調査課資料（6）』（經濟安定本部総裁官房調査課、1947-51年、37、38、43号欠落）において、34号は「日本は如何にすれば自立し得るか」と題されている。同号は、8月30日東京アーニーパイル劇場で行われたニューヨーク市海外政策協会会長ブルクス・エメニイ及び総司令部經濟科学局シャーウッド・ファイン博士の講演の全文であり、日本經濟の自立問題を扱っており、日本自立、自立との用語が使用されている。
16. 関西自立劇團協議会編『創りゆく人々 自立劇團脚本集』（関西藝術文化協会、1947年）は、自立演劇について、1947年4月に毎日新聞社、関西新演劇人協會の後援によって開催された「第一回関西自立演劇コンクール」に上演された30篇の自作作品中の3篇「創りゆく人々」「葱」「白い道」の脚本や意見が収録されている。
17. 社会教育連合会編『新日本建設の道』（印刷局、1948年）は、自立自救、自立精神の用語が使用されており、新日本建設國民運動に情熱を傾けて挺身している人々の運動実践上の手引きとなるように、日本の經濟情勢を概説し、國民運動要領の7つの目標について解説され

た書である。

18. 八田元夫著『自立演劇入門』（眞理社、1948年）は、東京や大阪などの大都市と地方における自立演劇の差をうめるため、働く人々の演劇のあり方、演出を中心とした芝居のやり方について書かれている。
19. 八田元夫著『自立演劇入門』（眞理社、1948年）は、上記18と同タイトルであり、同内容であるが、図版のみ掲載が無い。
20. 経済同友会編『日本経済自立化の研究 -貿易構造を中心として-』（経済同友会、1948年）は、経済同友会が「日本経済の自立化」に関する研究を行うため設置した経済調査会の研究成果の一部をまとめたものである。同書は日本経済の自立は如何にして達成されるかという点を貿易に求めて、貿易の将来を検討し、国家の経済自立の条件や今後の見通しなどを検討している。
21. 中川以良著『日本の自立と媾和会議』（新太陽社、1948年）は、自立精神、自立日本との用語を使用している。本書は、戦争に敗れ、どん底の生活の状況から再建していくための心得と将来かかわってゆく講和会議への希望について書かれている。
22. 野淵昶著『自立演劇双書第Ⅰ 演出入門』（推古書院、1949年）は、自立演劇について、脚本の選択から演出の準備、配役、スタッフの編成、稽古など上演にいたるまでの演出家の仕事について書かれている。
23. 都留重人著『安定と自立のために -戦後日本経済の諸問題-』（黎明書房、1949年）は、日本経済の危機の分析を行い、現状のインフレ対策について述べられており、ここでは経済自立という用語が使用されている。
24. 大森正男『自立演劇双書Ⅲ 舞臺装置』（推古書院、1949年）は、自立演劇の準備の段階で脚本が決定し、演出方針もたった上で舞台をどのように作るのかという段階にきた時、舞台装置を担当する人の参考になるように、舞台装置がなぜ必要か、舞台や道具の作り方などを素人でもできるように書かれたものである。
25. 鈴木武雄著『ドッジ・ライン -安定より自立への諸問題-』（時事通信社、1950年）は、ドッジ・ラインの画期的意義を正当に把握するとともに、どうすれば日本人や国際社会からみても、望ましい日本経済の自立を達成することができるかという観点に立っている。そして、ドッジ・ライン実施後約10ヶ月の実態分析の再検討が必要という意図をもって書かれている。ここでの自立も日本経済の自立をさしており、内容において自立経済との用語を使用している。
26. 一万田尚登・高田保馬著『日本民族の復興と経済の自立』（改造社、1950年）は、日本の経済が成り立っていくことに焦点をあて、労働や節約することによって資本の蓄積を図り、外国からの経済的な援助をなくした時、初めて日本の自立、更には日本の独立が実現できるという主張がなされている。また、経済自立という用語が使用されている。
27. 東京都商工指導所編『東京都商工業の自立再建基本調査 -昭和25年-』（東京都商工指導所、1950年）は、自立的再建の用語を使用しており、東京都における産業構造、産業の立地、産業組織について書かれている。

28. 国土計画協会編『国土計画資料17輯 経済自立に向かう鑛工業の現段階と工場地方分布』(国土計画協会、1950年)は、ドッジ・ラインに沿って米国の対日援助金への依存より自立経済を確立することを目標として、国土計画上最も必要なことは日本の現状把握とし、はじめに鑛工業に関する調査をおこなった結果が掲載されている。
29. 国土計画協会編『経済自立に向う鑛工業の現段階と工場地方分布 附表篇』(国土計画協会、1950年)は、上記28の同調査における表が掲載されている。
30. 岡倉士朗・山川幸世編『現代演劇論大系 第2 演劇概論』(五月書房、1950年)所載の大橋喜一などによる「自立演劇について」は、職場、農村、学生の自立演劇について書かれている。
31. 日本繊維協議会編『日本経済の自立と繊維産業 -昭和二十五年度の素描と二十六・二十七・二十八年度の見通し-』(日本繊維協議会繊維年鑑刊行会、1951年)は、経済自立の用語が使用されている。内容は、1950年度の繊維産業の生産や輸入、国内消費についての経済状況について、1951年度の実態と繊維産業の計画と見通し等について書かれている。
32. 通商産業省通商繊維局繊維調査課編『日本経済の自立と繊維産業 -昭和二十五年度の素描と二十六・二十七・二十八年度の見通し-』(通商産業省通商繊維局繊維調査課、1951年)は、編集などが違うものの、上記31と内容は同じである。
33. 下程勇吉著『日本の自立教育』(黎明書房、1951年)は、日本をすべての意味で自立させる教育こそ日本の教育の根本問題とし、我々の生活を「我々の生活」となし、我々の社会を「我々の社会」とすることこそ日本の自立教育がめざすものであるとする書である。
34. 『宮古群島経済自立計画書』(宮古群島政府、1951年)は、経済自立という用語が使用されている。内容は、1950年12月5日付極東軍総司令部より琉球民政本部宛指令に関する「琉球統治の基本政策」において、自立財政の確立を図るとする米国の群島に対し打つべき方策がだされた。方策に基づき同書の第2、3篇を通じて、群島として生産並びに輸出入の戦前から戦後の状況と目標、目標の到達にむけての計画が掲載されている。
35. 『自立経済審議会報告書』(経済安定本部自立経済審議会、1951年)は、1951年から1953年を中心に貿易、鑛工業、農林水産、交通、雇用、財政金融部門の6部門にわけて表などが掲載されている。
36. 佐藤弘・渡辺操など編『日本地理新大系 第2巻』(河出書房、1952年)は、9章にわかれており、そのうちの生野豊朗・林雄二郎による「日本経済自立と地域経済計画」(pp.248-268)が所載されている。内容は、終戦以降を三区区分し、日本経済の自立と復興を目標とする計画の推移について述べている。また、経済自立、自立経済の用語が使われている。
37. 高田保馬著『経済自立論』(東洋経済新報社、1953年)は、重点を日本の経済自立におき、関西経済連合会、福岡商科大学、日本銀行の役員会における講演や『貯蓄時報』に載せた原稿に加筆したものが掲載されている。
38. 津島壽一・原勝編『自立経済の標識』(中央出版、1953年)は、64人によって開かれた日本国民産業経済会議における日本経済の実状に対する認識と分析、その打開策について、対話形式で書かれている。

39. 中谷宇吉郎著『民族の自立』（新潮社、1953年）は、自分の国の問題は自分の国の資源を活かすことによって解決することが当然であるという立場に立っている。しかし、実際には行われていない現状をふまえ、自国の資源によって民族が自立（民族自立）することについて書かれている。
40. 板垣與一編『日本経済の構図』（如水書房、1953年）所載の中山伊知郎による「日本経済自立の問題」（pp.1-47）は、日本経済の当時の状況について述べており、目標に達するためには外国の貿易に依存していく以外に方法がないとの事柄が述べられている。
41. 『経済自立政策検討資料（中間報告）』（経済審議庁、1953年）は、経済自立政策策定のために必要な輸出可能限度、人口雇用、財政金融などの諸資料を検討した結果を要約したものである。
42. 『政調シリーズ4 経済自立と勤労者の立場 -自由党の労働政策-』（自由党、1953年）は、厳しい国際環境の中、自由党と勤労大衆が成し遂げなければならないことが日本経済の自立であり、自立のために過去に行った実績や今日実施していることが示されている。また、経済自立の用語が使われている。
43. 大阪市立大学経済研究所編『インド経済の諸問題 -自立化の基盤とその限界-』（日本評論新社、1954年）は、経済的自立や民族の繁栄に着目して、インドの実態を明らかにし、その動向を展望することを目標とし書かれている。
44. 都留重人など著『日本の進路』（岩波書店、1954年）所載の辻清明による「自立の政治に向かって」（pp.77-119）は、内閣などがいう「政局の安定」という見せかけの安定とはどのような状況であるのか、本当の政局の安定はいかにして実施できるかということについて書かれている。
45. 『日本経済の安定と自立に関する調査資料1 自立経済政策に関する覚書』（参議院経済安定委員会専門員室、1954年）は、「朝鮮動乱」により国際収支は特需及び輸出の増大により巨額の受取超過が続いていたこと等の分析がある。また、経済自立化や自立経済との用語が使われている。
46. 『日本経済の安定と自立に関する調査資料2 経済安定九原則の行方』（参議院経済安定委員会専門員室、1954年）は、苦米地経済安定委員の要求により作成された。内容は、1948年末の経済安定九原則が指令された後、実際の経済政策の上に、どのように反映し、どのように崩れていったのかが書かれている。
47. 『日本経済の安定と自立に関する調査資料3 わが国為替政策の問題点』（参議院経済安定委員会専門員室、1954年）は、当時国際収支の危機や深刻化に伴い、為替政策の問題が中心となり、委員会においても質疑されることとなった。そのため、為替政策に関する問題点や対策の方向を取りまとめたものである。
48. 中島健蔵・佐々木基一編『人間の心の歴史 第3巻』（英宝社、1955年）所載の佐々木基一による「第九章 民族自立の願い」（pp.283-317）」との章立てがある。しかし、題目に自立とあるが自立という言葉が全く本文には出てこない章である。
49. 日本外政学会出版局編『現代政治経済講座』（日本外政学会、1955年）所載の板垣與一に

よる「東南アジアと日本経済の自立」(pp.99-126)は、日本の国際収支の状況を支えている日本の貿易収支の状況がどうなっているのかということから、経済自立の問題について書かれている。

50. 『経済自立5カ年計画』(経済企画庁、1955年)は2部にわかれ、第1部では計画の内容、第2部では計画のために必要な施策などが書かれている。
51. 鶴田三千夫ほか編『現代アジア史 第3巻』(大月書店、1956年)所載の古島和雄・尾崎正太郎・森田節男・米沢秀夫による「第一篇 I 経済自立への道」は、第二次世界大戦後、アジアの多くの国々は植民地的従属の歴史をとじ、政治的な独立を達成し始めた。その国々において、民族的自立を最終的に目指す中、中国・インドを中心にして経済自立の過程を見ている。同書では、経済自立以外に経済的自立との用語も使用されている。
52. 小島昌太郎博士古稀祝贺記念論文集刊行会編『小島昌太郎博士古稀祝贺記念論文集』(有斐閣、1958年)は、1958年1月21日の小島昌太郎が古希になったことを祝し、20の論文を集めたものである。そのうち、吉川貫二が記した論文「アメリカ民間航空の自立と補助 - 航空郵便運送料金から補助金分離問題 -」(pp.63-88)は、当時の民間航空は直接的・間接的に国家から補助金を得ていた。これらの航空郵便運送料金から補助金を分離し、いつか民間航空が経済的自立をなすことを目的とし書かれている。
53. 河竹繁俊・下村正夫編『現代演劇講座6 日本の演劇』(三笠書房、1959年)所載の第5章のうち大橋喜一による「自立演劇」(pp.166-173)との論文があり、戦後の自立演劇運動を、戦後の翌年から49年、50年から52年、53年以降と区分し運動のあらましが書かれている。そして、重要とされる創造活動の内容にふれている。

以上の53冊の文献は五つに分類することができる。

第一に、日本経済に関する文献である。具体的には、20、23、25、26、28などがあげられる。当時、敗戦による混乱と国民生活の悪化のため、産業の建て直し、国民生活や国家の再建という観点から、政府にとって経済の復興は重大な課題であった。そのため、この時期の自立の使われ方は日本経済の復興という意味での経済自立、経済的自立、自立経済である。これらの自立の使われ方は、社会福祉で使われている自立とは意味が違っている。

第二に、演劇に関する文献である。具体的には、16、18、19、22、24などがあげられる。当時、演劇の中心であった商業演劇の危機が叫ばれる中、日本に深く根を下ろしてきた演劇がある。それは、労働者、農民、勤労者、市民が自らの手によって脚本を書き、演出し、演技し、装置を作成し、また、観衆も彼らと同じ職域の人というもので、自立演劇と呼ばれた。そのため、自立と使用されているが、社会福祉において使われている自立とは意味が違っている。

第三に、民族に関する文献である。具体的には、39、48などをあげることができる。民族に関する文献は、自立という用語を民族的自立、民族自立、民族の自立として使用されている。しかし、その意味は、民族の独立の意味合いで使用されており、社会福祉で使われている自立とは意味が違っている。

第四に、職業につくことに関する文献である。具体的には、1、8などである。1. 『東京苦学案内 自立自治』が発売された頃は、高等小学校を卒業しても進学できない者が増加していっ

た背景をもとに、富裕な層だけでなく、貧しい層にも上京遊学熱が広まり、働いて学資を得て学ぼうとする苦学生が増加した。その学生を対象として、『苦学界』、『成功』などの雑誌や苦学のハウツー本が刊行された。その中の一冊として、諸学校入学試験及び手続きを記したのが同書である。そのため、題目に自立とはあるが、その内容において自立とは何かについて論じている箇所は存在しない。ただ、同書において、同書の第5章「自活の種類」と称す章がある。その内容では、「自活の決心が出来たら職業の高下難易等を論ずる場合で無い一番金が儲かって一番学校へ行くのに都合が宜しい労働を選ぶべし我輩は是から苦學書生に適當な職業を列記する選擇は諸君に任せる」とし、新聞配達、人力車夫や牛乳配達などを列記し紹介している。この章は、自身で働き稼ぎを経て学校に行くための職業紹介を行っている。つまり、章の題目にもある自活は職業経済的自立の意味合いで同書は自立を扱っている。

また、8.『婦人自立の道』は、はじめににおいて「現下の経済組織は、婦人の職業を求むる者を續出せしめ婦人の解放は先ず経済上の自立に向つて叫ばれるに至った」という文章から始まる。さらに、同書は、婦人の職業の種類や賃金、生活状態、身上に関する事項について記載している。これらの内容から、同書において、自立とは何かとの考察はないが、自立を職業を得ることによって経済的に自立を成しえた状況を示している。つまり、同書は職業経済自立との用語は使用されていないが、自立を職業経済自立の意味で使用していたことがわかる。つまり、これらの書から職業経済自立の意味で自立や自活などの言葉が使用されていたことがわかる。この職業経済自立は、社会福祉で使われているものと同様のものである。

第五に、その他の文献である。具体的には、3、4などである。これらは、自立との用語が使用されていても、社会福祉で使われているものとは異なる使い方がされている。

53冊を概観したように、1959年までの国会図書館に所蔵されている図書に限っては、自立についての明確な概念が規定されているわけではなく、“自立とは何か”の研究がおこなわれていない。そして、1959年までは、自立は社会福祉の学術用語としては取り上げられてこなかった。そもそも当時は自立とは何かを取り上げて研究するような対象ではなかった。しかし、前述のように、自立という語が題目につくものもあり、自立という言葉がなかったわけではなく、自立を職業経済自立や経済的自立という意味合いで使用されていたことがわかる。

第2節 自立研究の始まり

前節で述べたことからわかるように、1959年までは自立研究がなされていないことは明らかである。しかし、前章で示したように自立生活運動が1980年代以降に普及したが、急に自立研究が始まったわけではない。

第二期中の1960年出版の松岡武編著『精神薄弱児の教育 特殊教育を進める上の基本問題について』では、「VI精神薄弱児教育のねらい 一社会的に役立つ仕事に就き、そして経済的に独立できる職業人に育てる 1 この教育の基本的なねらいは彼らの社会的自立である」との章立てがある。この章立てからもわかるように、松岡は仕事に就き経済的に独立していることを社会的自立とし、対象となる「精神薄弱児」の中心がIQ50以上のものであることを示し、「精神薄弱児」でも社会的自立を成しえることが可能であるということを論じ、「精神薄弱児」教

育のねらいは社会的自立であると述べている³⁴⁾。

その後、松岡は1966年に『精神薄弱児教育の心理』を出版している。同書は、1960年出版の内容をさらに深め、対象となる「精神薄弱児」でもしっかりとした特殊教育をうけた子どもの方が就職できる可能性が高いことを述べている。また、社会的自立に必要な条件として、第一条件をIQとし、第二条件を本人の人柄（仕事が好きで陰日向なく働く、ほがらか愛嬌がある、仲間とうまくつきあっていける等）、健康状態、周囲の者の理解ある態度などをあげている。そして、適性については、①職業人としての基本適性、②職務適性をあげ、これらの職業人として適性作りを目指して特殊教育を行うことの必要を説いている³⁵⁾。

1971年には、『精神薄弱児指導の原理と方法 - 職業的自立を目指す指導の進め方』を松岡は出版し、それ以前に使用してきた社会的自立ではなく職業的自立という用語を新たに使用している。同書は、教育とは一人ひとりの子どもが自己実現できるようにすることであり、職業生活は生計をたてる手段にとどまらず、人間自身を成長させるとしている。また、職業的自立は自己実現へいたる中間節であると論じている。そして、職業的自立を失敗した要因を雇用主側と「精神薄弱者」側からの調査により明らかにし、職業的自立をなしえるための課題やなしえるための職場での受けいれ体制について述べている³⁶⁾。『精神薄弱児教育の心理』で述べた職業的自立を可能にする適性についても、さらに研究を深め述べている。

以上のように、松岡の三つの図書において、社会的自立や職業的自立とは何か等の概念は提示していないが、障害児が職業的自立をなしえるための条件等についての研究を行っている。つまり、自立研究が始まりだしていることがわかる。

第二期では第一期までに使用されていた経済的自立以外の用語が使用されるようになる。第一に、職業的自立という用語が使われたことである。上述の松岡武においても職業的自立が使われている。

第二に、社会的自立という用語が使われたことである。1973年出版深沢道則・木村久著『あすを生きぬく盲児たち この子らの教育と社会的自立をはかるために』では社会的自立が使われている³⁷⁾。1978年出版の藤沼勝海著『この子らに光を - 身体障害児の教育と自立のために -』では、他人の世話にならず日常生活ができること、職業を得ることを意味した社会自立を使用している³⁸⁾。1979年出版の原井利夫著『精神薄弱者の福祉 - 自立と援護のために -』では、就職が中心課題とする社会的自立という用語を使用している³⁹⁾。

第三に、身辺自立という用語が使われたことである。前述した松岡武編著書において、身辺の自立という用語が使用されている⁴⁰⁾。1968年出版の旭出学園教育研究所編『精神薄弱児教育の研究2』所載の「身辺生活の自立と集団生活への参加の評価 - 旭出学園の対象児の範囲と限界」と題する論文で、身辺生活の自立という用語を使用している⁴¹⁾。この身辺自立に関しては、1980年以降の研究で、「身体障害者福祉法」成立当時、職業経済自立の意味を更生という言葉で表していたが、1954年の改正により日常生活を自分の力でできるようになることも更生とみなすことになったと発表されている⁴²⁾。つまり、1954年以降、更生の意味が職業経済自立のみから身辺自立の意味が追加されたことが示している。このことから、第二期において、自立の意味に身辺自立が導入されていてもおかしい事柄ではない。

しかし、この当時の身辺自立は、あくまでも職業経済的自立に向けての基礎的条件としての位置づけであった⁴³⁾。このことは、身辺自立を基礎的条件とはしない第三期以降の身辺自立の考え方とは差異がある。

第四に、自己決定と同様の概念が自立概念に導入されたことである。具体的には、1964年出版の『子どもが自立する時Ⅰ 第一反抗期のころ⁴⁴⁾』『子どもが自立する時Ⅱ 第二反抗期のころ⁴⁵⁾』をあげることができる。『子どもが自立する時Ⅰ 第一反抗期のころ』は、冒頭にフランスのR・ラファンが編集した「教育心理学辞典」におけるM・レナルトが書いた自立（オートノミー）の定義を引用している⁴⁶⁾。この定義では、自己決定の用語が使用されていないが、自己決定の内容となっており、当時から自立を自己決定の意味で使用していたことがわかる。

これらの研究は、それぞれ明確な概念をもって自立を使用したり自立について論じたりしているものではないが、第二期には経済的自立以外の自立が使われており、自立の意味が広がり始めていることがわかる。

以上述べてきたように、第二期では、自立についての研究が少しずつ始まってきており、自立の意味合いが拡大し始めた。しかし、第三期以降と比較すると身辺自立や自己決定の概念等が普及しているわけではなく、一部の研究者によってのみ使用されていた。

第4章 自立研究の進展

第1節 社会福祉基礎構造改革の実施以前の自立研究

時期区分の第三期になると、中曽根内閣総理大臣から“自立・自助を基本とする新たな社会”との発言がされ、戦後政治の総決算と評されることとなる。そして、社会福祉制度の具体的な見直しが行われ始め、社会福祉政策は自立を一層強調し始めることとなる。

第三期の自立研究は、それまでの研究と状況が一変することとなる。それまで、言葉としてだけ使用されてきた社会的自立や身辺自立などの自立概念についての研究や、それ以前には使用されていなかった新たな自立概念が登場することとなる。その大きな変化を生み出したのは、自立生活運動における自己決定や自立生活の概念が登場したことである。

自立生活運動については、1982年『障害者の自立生活⁴⁷⁾』や1983年『日米障害者自立生活セミナー報告書⁴⁸⁾』等により、アメリカにおける自立生活運動が紹介されるとともに、その後、自立生活を含む自立研究が多く現れることとなる。

また、自立生活運動以外の自立研究として、1981年、寺田純一は「障害者にとって自立とは何か」を執筆している。寺田は、心身障害者対策基本法における自立は、「『更生』と同じ意味であり、『社会経済活動に参与する』ということに尽き⁴⁹⁾」、言い換えれば「納税者になる」こと、生活保護法における「自立助長」と同様の意味であるとしている⁵⁰⁾。その中で、労働市場で受け入れられない障害者を包括できる自立概念を追求してきたのが障害者自身の運動であると記している。

1984年河野勝行は、政府の対家族依存路線や公的援助の削減の批判や生活保護法や心身障害

者対策基本法などにみられる自立の意味を明らかにし、「現行社会法制および最近の政策動向における自立とは、国民が家族ぐるみで到達すべき義務的目的であり、そのための公的援助、すなわち福祉の責任はせいぜい生活保護水準までであり、障害者もその例外ではない⁵¹⁾」とした。これに対して、河野は新たな自立概念として、自立を「独立した社会的人格として自己の身体、生活の主人公になりゆくこと……他人ではない、自分の人生を生きること⁵²⁾」と定義した。

両者は、政策による自立とは「他人にたよらず自らの力だけで」との考えであることを明らかにし、当時の政策の批判をおこなっている。その上で、寺田は政府による自立では、包括できない障害者を包括する取り組みを始めたのが障害者自身であるとした。そして、河野は、包括できない障害者を取り込める自立概念を新たに提起した。

河野以外にも新たな自立概念を示したものとして、真田是は臨調行革路線が国家責任の解除を表明したものであり、この自立概念が時代錯誤と反福祉の典型例であるとし、普遍的な自立概念を示している⁵³⁾。また、吉本充暁は、1984年に自己実現を目指すものとして自立を位置づけ⁵⁴⁾、1987年に自立とは①社会に適応すること②自己実現とした。この考えはすべての人間に、そして重度障害者にもあてはまるものと記している⁵⁵⁾。

河野らのように1980年代以降は、以前のように労働市場に参入できるもののみを自立の対象とするのではなく、普遍的にすべてのものを対象とするような自立概念（自立生活）が登場し始めた。

1986年定篠丈弘も政策主体の自立概念を批判したうえで、障害者が中心となった自立生活運動の概念についても新たに問題点を指摘した。第一に、自立の意志をもたない障害者、とりわけ自己決定能力をもちえないと思われる重度障害者が自立生活の対象外となっていることである。第二に、自立を助けあいや連帯とのかかわりでは把握できないことである。第三に、他にまったく依存しないで自立している人は存在しないのではないかとの問題点をあげている⁵⁶⁾。

1989年大泉溥は、自立生活における自立概念の評価として①従来の枠をこえて「自立の意志をもつ」すべての障害者を包括しうる概念であること、②自立のためには社会環境や社会福祉サービスを体系的に整備することが前提であること、③援助計画などの策定や実施を専門家に委ねるのではなく、障害者も参加することを重視している点をあげている。一方、自立生活における自立概念の問題点としては、①自己決定や自己選択の能力をもちえていない最重度の障害者が除外されていること、②本来、力をあわせるべき家族や施設職員が敵対者とみなす立場に陥る可能性があることをあげている。その上で「障害者全体”にあてはまる『自立』概念だとすることには無理があるのではないか⁵⁷⁾」としている。また、河野の提起や自立生活運動の自立概念や歴史的経過をふまえ、自立概念を再検討・整理を行い、新たに人間的自立概念を提起している⁵⁸⁾。

両者は、自立生活にも問題があり、決してすべての障害者を対象とできる自立概念ではなく、一部の重度障害者を除外しているとしている。また、他人に依存しない自立は存在しないと述べている。つまり、1980年後半になると自立生活の概念は、普遍的ではないことが示されている。

自立生活や自己決定が日本に浸透しはじめると、自立生活を明確に定義しないまま、自立概念の中に自立生活を含み、多数の研究がなされる。従来の労働市場で受け入れられない障害者

を対象外とする自立の問題を明らかにする研究が発表されると、その後自立生活の内在する問題についても明らかとなる。また、社会福祉政策が示す自立についての研究や大泉が提起した人間的自立のような新たな自立概念が登場することになる。つまり、第三期は自立生活や自立研究が盛んに行われ始める時期ということである。

第2節 社会福祉基礎構造改革の実施以降の自立研究

研究者や障害当事者は、自立研究を進め、社会福祉政策の自立概念に批判を投げかけ、職業経済的自立以外の自立概念を新たに提起した。しかし、第四期になると政府は社会福祉基礎構造改革を推し進め、措置制度から契約制度へ再編を行い始める。その再編の動きの一つとして、1995年社会保障制度審議会は「すべての国民が社会保障の心、すなわち自立と社会連帯の考えを強くもつこと」を強調した。

この時期になると岡田武世が『人間発達と社会福祉—自立と連帯と参加の基盤を求めて』で述べているように、同じ「自立を論じていても、その概念が論者によって歴然とあるいは微妙に異なり⁵⁹⁾」始めた。また、同書は、仲村や定藤らの自立概念などを検討し、社会福祉の領域における自立概念が障害者運動の主張などにより独立自活・経済的自立・職業的自立をもって自立とする考えから、自己選択・自己決定により自らの生活をおくることにまで拡大したことを明らかにし、その上で、拡大による矛盾について論じている⁶⁰⁾。

1998年出版の『障害者の自立と発達保障』で加藤直樹は、新たな自立概念として、義務としての自立と権利としての自立を中核にし、依存的自立、全人的自立、目標概念としての自立と自立概念を提示した⁶¹⁾。

このように研究が進展してゆく中、95年勧告によって示された「介護保険法」が2000年に施行され、また、同年「社会福祉法」が施行され、社会福祉政策は自立を基礎とする理念を具現化していった。このように、95年勧告が発表されてから、急速に社会福祉基礎構造改革は展開していった。

そして、2006年4月社会福祉基礎構造改革の流れを汲む「障害者自立支援法」が施行されることとなった。「障害者自立支援法」は審議経過において、一部の当事者や関係者から、自立を支援する法律ではなく、自立を阻害する「自立阻害法」とまで呼ばれることとなった⁶²⁾。そして、社会保障審議会障害者部会や国会における審議過程の中、「『自立』というのをどういうように考えておられるのか⁶³⁾」「政府の考える自立とは何か、その定義を明確に御答弁願います⁶⁴⁾」との質疑等がなされたが、政府は自立を定義することも法文に記載することもしなかった。

社会福祉基礎構造改革が展開して行く中で自立研究は、2005年には古川孝順は自立を目標的自立と依存的自立の二つに分類し、内容的側面について道具的自立と全人的自立との二つに分類し、身体的自立、心理的自立、社会関係の自立、経済的自立が道具的自立であり、人格的自立が目標的自立であるとの自立概念を示している⁶⁵⁾。同年、愼英弘は1980年代になり自立という言葉がいつそう大きく叫ばれるようになったとし「『自立とは何か』が明確にされないまま『自立』や『自立生活』が強調されつづけてきたように思われ⁶⁶⁾」としている。そして、自立が

さまざまな意味で使用されていることを明らかにし、自立概念を身辺自立、経済的自立と自己決定の三つが中心になっているとしている。また、社会的自立と自立生活についての見解や内容が述べられている⁶⁷⁾。その後、愼は、2006年に「自立の概念と構造」を発表し、身辺自立、経済的自立、職業的自立、職業経済自立、自立生活、社会的自立の六種類をあげ、その基礎になるものが自己決定であるとした⁶⁸⁾。谷口明広は、日本の国民性や風土性に似合った自立概念を構築していくことを目的に、身辺自立、精神的自立、経済的自立、住環境自立、社会的自立の五類型に細分化し、それぞれの重なり合いを図式化し示している⁶⁹⁾。これらのように自立概念を整理し始める研究が発表されるが、それぞれ自立の種類が違い、概念規定すら統一していない状況にある。

以上のように、第三期以降自立研究が広がりを見せ始め、第四期には自立の概念が論者によって一層異なり始めた。自立という用語は未だ学問的にまとまっていない。

おわりに

自立という用語は、たった二文字に過ぎない。しかし、政府が社会福祉において、自立を強調することによって、研究者たちに重要な研究課題を提供している。現に政府資料などにおいて、自立という用語が頻繁に使われるようになった今日、自立研究は多くの人によって研究されている。

これら自立研究の過程において蓄積されたすべての成果が、社会福祉政策に対しほとんど影響をあたえていない。しかし、社会福祉政策や政策に影響を及ぼした背景などを踏まえ、また再検討することによって、自立研究を発展・継続させていかなければならない。

注

- 1) 第9回厚生労働省社会保障審議会資料「社会保障制度に関する各種報告の提言」<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2003/02/s0219-7g.htm>、2003年1月。
- 2) 伊藤周平『権利・市場・社会保障—生存権の危機から再構築へ』青木書店、2007年、p.365。
- 3) 自立という用語が法律名に記載がある他の法律は、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」「過疎地域自立促進特別措置法」「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」があげられる。
- 4) 佐藤久夫「障害者自立支援法制定過程で政策研究はどう関与したか」『社会福祉学』第47巻第2号、日本社会福祉学会、2006年8月、p.49。
- 5) 仲村優一「社会福祉行政における自立の意味」小沼生編『社会福祉の課題と展望』川島書店、1982年、pp.4-18。
- 6) 定藤丈弘「障害者の自立と地域福祉の課題」岡田武世編『人間発達と障害者福祉』川島書店、1986年、pp.129-175。
- 7) 折出健二『人間の自立と教育』青木書店、1984年。
- 8) 神谷ゆかり『特性概念としての精神的自立に関する実証的研究』風間書房、2002年。
- 9) 川島みどり『看護の自立 現代医療と看護婦』勁草書房、1979年、川島みどり『看護の自立2』勁草書房、1982年。

- 10) 吉崎祥司「『社会的自由主義』における『自立』・『自律』」唯物論研究協会『唯物論研究年誌第12号 自立と管理／自立と連帯』青木書店、2007年。
- 11) 伊藤周平「障害者の自立と自立権－障害者福祉における自立概念の批判的一考察－」『季刊 社会保障研究』vol.28No4、財団法人学会誌刊行センター、1993年12月、pp.426－435。
- 12) 神谷ゆかり『特性概念としての精神的自立に関する実証的研究』風間書房、2002年、p.6。
- 13) 愼英弘によると1880年5月に定められた“楽善会”の“訓盲院規則”において自立の用語が使われているとしている。
愼英弘「自立の概念と構造」『四天王寺大学紀要』第46号、四天王寺大学、2006年9月、p.85。
- 14) 茨木尚子「障害者の自立とは 自立概念の変遷と自立支援法」『Nurse eye』vol.19No4、桐書房、2006年4月、p.91。
- 15) 定藤丈弘「障害者福祉の基本的思想としての自立生活理念」定藤丈弘、岡本栄一、北野誠一『自立生活の思想と展望』ミネルヴァ書房、1993年、p.8。
- 16) 杉本豊和「研究ノート 青年・成人期障害者の自立と発達－障害者自立論研究の動向と課題－」『福祉研究』No69、日本福祉大学人間関係研究所、1992年12月、pp.125－135。
- 17) 同前。
- 18) 河野勝行『障害児者のいのち・発達・自立』文理閣、1990年、p.135。
- 19) 同前。
- 20) 折出健二『人間的自立と教育』青木書店、1984年、p.2。
- 21) 河野勝行「自立と発達」障害児教育実践体系刊行委員会編『障害児教育実践体系 7 成人期』労働旬報社、1984年、p.12。
- 22) 大泉溥『障害者福祉実践論－生活・労働の援助と人間的自立の課題－』ミネルヴァ書房、1989年、p.118。
- 23) 前掲「社会福祉行政における自立の意味」、pp.4－18。
- 24) 同前、p.16。
- 25) 定藤丈弘「障害者の自立と地域福祉の課題」岡田武世編『人間発達と障害者福祉』川島書店、1986年、p.147。
- 26) 同前。
- 27) 同前。
- 28) 前掲「自立と発達」p.12。
- 29) 前掲『障害児者のいのち・発達・自立』p.140。
- 30) 加藤直樹『障害者の自立と発達保障』全国障害者問題研究会出版部、1998年、pp.13－17。
- 31) 前掲「障害者の自立とは 自立概念の変遷と自立支援法」p.93。
- 32) 前掲「障害者の自立と自立権－障害者福祉における自立概念の批判的一考察－」、pp.426－435。
- 33) 岩崎晋也「『障害者』の『自立』を支援することの意義は何か－社会福祉の存在意義を問う－」『現代福祉研究』第6号、法政大学、2006年3月、pp.57－79。
- 34) 松岡武編著『精神薄弱児の教育 特殊教育を進める上の基本問題について』東洋館出版社、1960年、pp.99－101。
- 35) 松岡武編著『精神薄弱児教育の心理』東洋館出版社、1966年、p.19。
- 36) 松岡武編著『精神薄弱児指導の原理と方法 職業的自立を目指す指導の進め方』東洋館出版社、1971年。
- 37) 深沢道則・木村久著『あすを生きぬく盲児たち この子らの教育と社会的自立をはかるために』明治図書出版、1973年、副題にのみ社会的自立という用語を使用している。
- 38) 藤沼勝海『この子らに光を－身体障害児の教育と自立のために－』日新報道、1978年、p.63。

- 39) 原井利夫『精神薄弱者の福祉－自立と援護のために－』日本文化科学社、1979年、p.71。
- 40) 前掲『精神薄弱児の教育 特殊教育を進める上の基本問題について』p.21。
- 41) 三木安正他「身辺生活の自立と集団生活への参加の評価－旭出学園の対象児の範囲と限界」旭出学園教育研究所編『精神薄弱児教育の研究2』フレーベル館、1968年、pp.7－38。
- 42) 笛木俊一「法における『障害者』概念の展開－社会保障法領域を中心として試論的考察－」『ジュリスト』No.744、有斐閣、1981年、pp.143－153。
- 43) 同前。
- 44) 滝沢武久・柴田義松編『子どもが自立する時Ⅰ 第一反抗期のころ』誠信書房、1964年。
- 45) 滝沢武久・柴田義松編『子どもが自立する時Ⅱ 第二反抗期のころ』誠信書房、1964年。
- 46) 前掲、『子どもが自立する時Ⅰ 第一反抗期のころ』p.1。
- 47) 障害者自立生活セミナー実行委員会編『障害者の自立生活』障害者自立生活セミナー実行委員会、1982年。
- 48) 米障害者自立生活セミナー中央実行委員会編『日米障害者自立生活セミナー報告書』日米障害者自立生活セミナー中央実行委員会、1983年。
- 49) 寺田純一「障害者にとって自立とは何か」『季刊労働法別冊』No.8、総合労働研究所、1981年5月、p.166。
- 50) 同前、pp.166－171。
- 51) 前掲「自立と発達」p.15。
- 52) 同前、p.16。
- 53) 真田は「全面的な社会参加をめざして」障害児教育実践体系刊行委員会編『障害児教育実践体系 7 成人期』労働旬報社、1984年、pp.307－308。
- 54) 吉本充賜『障害者福祉の焦点』ミネルヴァ書房、1984年、pp.64－66。
- 55) 吉本充賜『共生福祉論－障害者・保育・施設・医療－』ミネルヴァ書房、1987年、p.88。
- 56) 定藤丈弘「障害者の自立と地域福祉の課題」岡田武世編『人間発達と障害者福祉』川島書店、1986年、pp.147－148。
- 57) 大泉溥『障害者福祉実践論－生活・労働の援助と人間的自立の課題－』ミネルヴァ書房、1989年、p.151。
- 58) 同前、pp.137－167。
- 59) 岡田武世『人間発達と社会福祉 自立と連帯と参加の基盤を求めて』川島書店、1996年、p.79。
- 60) 同前、pp.79－128。
- 61) 前掲『障害者の自立と発達保障』pp.12－58。
- 62) 曾和信一「障害者自立支援法の批判的考察」『四条啜学園短期大学紀要』第42号、四条啜学園短期大学、2009年5月、pp.43－54。
- 63) 厚生労働省社会保障審議会障害者部会第23回2004年12月27日議事録。
- 64) 第162回国会衆議院本会議2005年4月26日議事録。
- 65) 古川孝順『社会福祉原論』誠信書房、2005年、pp.253－258。古川孝順「2 社会福祉の理念と思想 6 自立の思想」岡本民夫、田端光美、濱野一郎、古川孝順、宮田和明編『エンサイクロペディア社会福祉学』中央法規出版、2007年、pp.284－285。
- 66) 愼英弘『盲ろう者の自立と社会参加』新幹社、2005年、p.11。
- 67) 同前、pp.11－63。
- 68) 前掲「自立の概念と構造」p.85。
- 69) 谷口明広『MINERVA 福祉ライブラリー 85 障害をもつ人たちの自立生活とケアマネジメント』ミネルヴァ書房、2005年、pp.79－92。